

MARPOL 条約附属書 IV の適用に対する統一解釈に関する事項

改正規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
(日本籍船舶用)

改正事項

MARPOL 条約附属書 IV の適用に対する統一解釈に関する事項

改正理由

IACS は、MARPOL 条約附属書 IV の適用対象船舶の定義に関し、同附属書 II 及び VI に定められている内容と整合させるため、附属書 IV 第 1.1 規則(1)(a)に定められる「同様の建造段階」とは、「特定の船舶と確認し得る建造を開始した段階及び当該船舶について、50 トン又は全建造材料見積り重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた段階」とする旨の統一解釈 MPC91 を 2007 年 9 月に制定した。

今般、IACS 統一解釈 MPC91 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 7 編 1.1.2(1)(a)の「新船」の定義において、「キールが据え付けられる船舶若しくはこれと同様の建造段階にある船舶」を、同規則 1 編 2.1.1(25)に定義される「建造開始段階にある船舶」に改めた。